

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給手続き



## 臨時福祉給付金

### 支給対象者

26年1月1日に函館市に住  
民登録があり26年度分市民税  
(均等割) が非課税の方。

ただし、市民税(均等割)  
の課税者に扶養されている方  
や生活保護制度の被保護者の  
方は対象外です。

### 支給額

支給対象者1人につき1万  
円。ただし、年齢基礎・障害  
基礎・遺族基礎年金、児童扶  
養手当、特別障害者手当等を  
受給されている方は5千円が  
加算されます。

### 申請方法

6月30日(月)頃に対象と見込  
まれる方へ「課税されていな  
い旨のお知らせ」とともに申  
請書を送付します。同封の返  
信用封筒での郵送による申請、  
または市役所本庁舎・各支所  
窓口で申請してください。

### 申請期間(必着)

6月30日(月)～12月26日(金)

### 支給方法

事前に決定通知書でお知ら  
せする支給日に、ご指定の金

融機関口座へ振込します。8  
月上旬から順次支給予定です。

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 支給対象者

26年1月1日に函館市に住  
民登録があり、原則26年1月  
分の児童手当の受給者で25年  
1月～12月の所得が児童手当  
の所得制限額に満たない方。

※ 25年度児童手当・特例給  
付現況届が未提出の方や、  
未手続等により児童手当が  
支給差止となっている方は、  
特例給付金を受給できません  
ので、現況届等を速やか  
に提出してください。

### 対象児童

26年1月分の児童手当の対  
象となっている児童(26年1  
月1日生まれの児童を含む)  
ただし、臨時福祉給付金の  
対象者、生活保護制度の被保  
護者である児童は対象外です。

### 支給額

対象児童1人につき1万円

### 申請方法

6月30日(月)頃に26年1月分

の児童手当受給者へ申請書  
を送付します。同封する返信用  
封筒での郵送による申請、ま  
たは市役所本庁舎・各支所の  
窓口で申請してください。

公務員の方には通知文と返  
信用封筒を送付しますので、  
所属庁から配布の申請書およ  
び児童手当受給証明書で申請  
してください。

### 申請期間(必着)

6月30日(月)～12月26日(金)

### 支給方法

事前に決定通知書でお知ら  
せする支給日に、原則児童手  
当の振込口座へ振込します。  
8月上旬から順次支給予定で  
す。

※ 代理による申請など、詳  
しいことは市から送付する  
申請書に同封の「お知らせ」  
をご覧ください。  
※ 給付を装った「振り込め  
詐欺」「個人情報不正取  
得」にご注意ください。

### お問合せ

臨時福祉給付金お  
よび子育て世帯臨時特例給  
付金事務局(市役所8階)  
☎21・3810

# 保険料率が変わります 後期高齢者医療保険料

保険料は2年ごとに保険料率を決めることとなつて  
おり、今年(26年度)は改訂年にあたります。

新しい料率による26年度の保険料額は、7月に個別  
に送付する「保険料額決定通知書」でご確認ください。

改訂内容 ①被保険者が等しく負担する均等割が年間  
4万7千709円から5万1千472円に(3千7  
63円増)②加入者の所得に応じて負担する所得割  
が10・61%から10・52%に(0・09ポイント減)③  
1年間の保険料の上限額(賦課限度額)が55万円か  
ら57万円に(2万円増)

お問合せ 国保年金課 ☎21・3185、3186

## 保険料額(年額)の比較

※単身世帯(世帯主)で年金収入のみの場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	24・25年度	26・27年度	比較
80万円	9割	-	4,700円	5,100円	400円増
153万円	8.5割	-	7,100円	7,700円	600円増
168万円	8.5割	5割	15,100円	15,600円	500円増
192.5万円	5割◎	5割	59,100円	46,500円	12,600円減
213万円	2割◎	-	111,300円	104,200円	7,100円減

- ・保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、  
100円未満を切り捨てます。
- ・所得に応じて均等割や所得割の軽減があります。
- ・26年度から均等割の2割・5割軽減を受けられる対  
象者が拡大しました。(表の◎)
- ・あくまでも平均的な例であり個々の条件で保険料額は  
異なる場合があります。